

## 変更契約書

修習資金貸与金事務管理システム用サーバ機等の賃貸借等に関し、発注者最高裁判所と受注者東京センチュリー株式会社との間で平成31年4月1日に締結した契約書(以下「原契約書」という。)を次のとおり変更する。

なお、その他の条項については、原契約書のとおりとする。

- 1 原契約書本文第1条の賃貸借料等につき、「金1,732,752円（うち消費税及び地方消費税額 金128,352円）」とあるのを、消費税及び地方消費税額金16,044円増額し「金1,748,796円（うち消費税及び地方消費税額 金144,396円）」と改める。
- 2 原契約書の別表支払内訳書を、別紙のとおり改める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和元年10月31日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



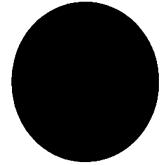
受注者

東京都千代田区神田練塀町3番地

東京センチュリー株式会社

代表取締役

浅田俊



(別紙)

(別表)

支払内訳書

(単位：円)

年月		月額(税別)	消費税及び 地方消費税額	合計
平成31年	4月分	133,700	10,696	144,396
令和元年	5月分	133,700	10,696	144,396
	6月分	133,700	10,696	144,396
	7月分	133,700	10,696	144,396
	8月分	133,700	10,696	144,396
	9月分	133,700	10,696	144,396
	10月分	133,700	13,370	147,070
	11月分	133,700	13,370	147,070
	12月分	133,700	13,370	147,070
令和2年	1月分	133,700	13,370	147,070
	2月分	133,700	13,370	147,070
	3月分	133,700	13,370	147,070
合計		1,604,400	144,396	1,748,796